

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後にご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は3人である。（運輸規則第47条の9）

（ ○ ）

2. 全ての旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。（旅客自動車運送事業等報告規則第2条）

（ × ）

3. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（運輸規則第16条）

（ ○ ）

4. 事業者の運転者は、乗務前点呼において、当日の運行内容についての指示を受ければ、運行指示書を携行する必要はない。（運輸規則第50条）

（ × ）

5. 非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯光の色は、緑色でなければならない。

（道路運送車両の保安基準第26条）

（ ○ ）

6. 旅客自動車運送事業者は、試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く）を事業用自動車の運転者として選任してはならない。（運輸規則第36条）
(○)
7. 安全統括管理者は、法令に定める方法で行つた日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。（車両法施行規則第32条）
(×)
8. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から三年間保存しなければならない。（運輸規則第7条の2）
(○)
9. 事業者は、旅客の運賃及び料金を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（道路運送法第9条の2）
(×)
10. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（道路運送法第22条）
(○)
11. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。（道路運送法第38条）
(×)
12. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取り扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。（運輸規則第3条）
(○)
13. 旅客自動車運送事業者は、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。（運輸規則第46条）
(○)
14. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。（道路運送法第8条）
(○)
15. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。（運輸規則第7条の2）
(×)

- II. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ・1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続(シ)を下回ってはならない。
- ・拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり原則として(ア)を超えないものとする。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち24週間までは、52週間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、4週平均1週の拘束時間を(オ)まで延長することができる。
- ・一日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(キ)とすること。
- ・連続運転時間は(サ)を超えないものとする。

ア. 65時間	イ. 20時間	ウ. 16時間	エ. 3時間	オ. 68時間
カ. 13時間	キ. 15時間	ク. 71.5時間	ケ. 12時間	コ. 8時間
サ. 4時間	シ. 9時間	ス. 100時間	セ. 30分	ソ. 144時間

- III. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により(ウ)を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに(コ)の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- ・道路運送車両法の規定による(イ)又はその確認
- ・運転者に対しては、(オ)の有無
- ・運転者に対しては、疾病、疲労、(カ)その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

ア. 運行管理者	イ. 点検の実施	ウ. 点呼	エ. 事故歴	オ. 酒気帯び
カ. 睡眠不足	キ. 安全な運転	ク. 他社	ケ. 教育	コ. 事業用自動車
サ. 自動車の登録	シ. 資金不足	ス. 翌日	セ. 指示	ソ. 運行指示書

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、（ ）を納付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)

答. 負担金

2. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。(運輸規則第47条の5)

答. 三年

3. 事業者は、運送の（ ）を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。(道路運送法第14条)

答. 申込み

4. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。(道路運送法第10条)

答. 割戻し

5. 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、2人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、1人）以上の死者を生じた事故があつたときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。(自動車事故報告規則第4条)

答. 24時間

V. 事業者は、事業用自動車の運転者ごとに乗務員台帳を作成し、これを運転者の属する営業所ごとに備えておかなければなりません。下記の中で乗務員台帳に記載が必要な事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を（ ）内に記入しなさい。

(運輸規則第37条第1項)

- ① 運転者の性別 (×)
- ② 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 (○)
- ③ 運転者の健康状態 (○)
- ④ 作成番号及び作成年月日 (○)
- ⑤ 運転者の運転の経歴 (○)

VI. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、その記録を一年間保存しなければならないが、記録する事項に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第25条)

※本文中、「一年間」について、令和6年4月1日付けで旅客自動車運送事業運輸規則が改正され、正しくは「三年間」であったことから、回答内容にかかわらず正解として取り扱いました。

- ・乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び (カ)
- ・運転を交替した場合は、その (キ) 及び日時
- ・旅客が (サ)
- ・乗務員が睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該施設の (エ)
- ・道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び (オ)

ア. 運賃及び料金	イ. 幅員	ウ. 乗車した時間	エ. 名称及び位置	オ. 原因
カ. 乗務した距離	キ. 地点	ク. 理由及び氏名	ケ. 規模及び料金	コ. 種類
サ. 乗車した区間	シ. 計画	ス. 結果及び弁明	セ. 瞬間最高速度	ソ. 経験